

労働時間等の設定改善の促進を通じた仕事と生活の調和対策の推進

1 労働時間等の設定改善に向けた取組の推進

労働時間等設定改善指針の策定を踏まえ、長時間にわたる時間外労働の是正、計画年休制度の普及等による年次有給休暇の取得促進に重点を置いた取組みを推進する

○ 労働時間等設定改善援助事業の実施

- ・ 仕事の内容や進め方にまで踏み込んだ助言・指導を行う専門家を地域の主要な事業主団体に配置し、労働時間等の設定改善に積極的に取り組む中小企業団体に対して、個々の会員事業場の実情を踏まえた指導、援助を行う

○ 労働時間等設定改善推進助成金の支給

- ・ 労働時間等の設定改善（計画年休制度の導入又は連続休暇の取得促進等）を団体的取組として行う中小企業団体に対し助成を行う

○ 特に時間外労働が長い事業場の事業主に対する自主的取組の推進

- ・ 長時間にわたる時間外労働の是正のための自主点検等を行う

○ 労働時間設定改善コンサルタントの配置

- ・ 都道府県労働局において、労働時間等設定改善に関する相談への対応や助言・指導を行う

2 仕事と生活の調和に係る社会的気運の醸成

○ 仕事と生活の調和推進会議の開催

- ・ 労使をはじめ地域の関係者が仕事と生活の調和の重要性について認識を共有するとともに、その実現に向けた各企業における自主的な取組みを促すための会議を開催する

○ 仕事と生活の調和キャンペーンの推進

- ・ 企業の労使関係者の参集を求めシンポジウムを開催する等により関係労使をはじめ、広く国民が仕事と生活の調和の重要性や必要性を踏まえた取組みを行うための社会的気運の醸成を図る